

別添4-4

広域的支援人材の活動状況に関する実態調査

分担研究報告書

令和7年度厚生労働科学研究費補助金
(障害者政策総合研究事業)

強度行動障害者支援のための広域的支援人材のネットワーク構築と
広域的人材を活用した地域支援体制整備推進のための研究(25GC1008)
分担研究報告書

広域的支援人材の活動状況に関する実態調査

研究代表者:日詰 正文 (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)

研究協力者:山田 美希 (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)

五味 清香 (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)

内山 聡至 (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)

研究要旨

本研究は、広域的支援人材の登録状況および活動実態を明らかにすることを目的に、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市を対象にアンケート調査を実施した。その結果、89 自治体から回答があり、回答自治体のうち名簿登録を既に行った自治体は 22 であった。広域的支援人材は、集中的支援以外にも研修講師や自治体事業のコンサルテーションなど多岐にわたる役割を担っていた。広域的支援人材の活動に関する課題としては、業務負担の大きさ、人材不足等が挙げられた。本研究により、広域的支援人材の登録状況や集中的支援の実施体制には自治体間で差があり、全国的に整備途中である実態が明らかとなった。広域的支援人材を活用した集中的支援・支援体制整備促進のためには、広域的支援人材の確保、地域支援体制整備の取り組みが進んでいる先進地域の取り組み状況について情報提供や共有が必要である。

A. 研究目的

1. 背景

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、「集中的支援加算」が創設され、広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助事業所等の行う支援に集中的に関与し、「標準的な支援」に基づくアセスメントや環境調整を実施する仕組みが制度化された。広域的支援人材の選定・登録は都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市(以下「都道府県等」という。)が行う¹⁾。

しかし、広域的支援人材として、①どのような立場や経験のある人材が登録されているのか、②集中的支援以外にどのような活動を担っているのか、全国的な状況は把握されていない。

2. 目的

本研究では、広域的支援人材の①登録状況および②活動実態を明らかにすることを目的とした。

B. 研究方法

本研究は、以下の方法により行った。

【方法】アンケート調査

【期間】令和 7(2025)年 10 月から令和 7(2025)年 11 月

【対象】広域的支援人材名簿作成対象自治体(47 都道府県、20 指定都市、62 中核市)の広域的支援人材に関する業務担当者

【内容】主に以下の 5 点とした。

- 1) 広域的支援人材の名簿登録人数と選定要件
- 2) 広域的支援人材の所属先

3) 広域的支援人材の選定に関する課題

4) 集中的支援の整備・実施状況

5) 広域的支援人材の活動状況と課題

■ 倫理面への配慮

国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会で承認を得た(承認番号 07-08-01)。

C. 研究結果

89 自治体(47 都道府県、17 指定都市、25 中核市)より回答が得られた(回答率 69.0%)。

1) 広域的支援人材の名簿登録人数と選定要件

回答自治体において、広域的支援人材の名簿登録をすでに行ったところは 22 自治体、登録人数は 107 名(実人数 88 名)であった(表1)。

広域的支援人材の選定要件(ウ)について、

- ・ 県独自事業のスーパーバイザー養成事業を修了し、認定委員会で認定された者
- ・ 強度行動障害支援者養成研修(指導者研修)を修了している者
- ・ コンサルテーションの経験がある者
- ・ 強度行動障害支援者養成研修や中核的人材養成研修等の講師・ファシリテーター等のとりまとめの役割を担っている者

などがあげられた。

2) 広域的支援人材の所属先

広域的支援人材の所属先は「発達障害者支援センター」が 30 名と最も多く、次いで「施設入所支援」24 名、「教育機関(大学教員等)」13 名であった。

3) 広域的支援人材の選定に関する課題

広域的支援人材の選定に関する課題としては、「選定プロセスが定まっていない」(41.6%)が最も多く、次いで「選定組織が定まっていない」(25.5%)、「適任かどうかの判断が難しい」(23.6%)であった。その他の意見として、「県のコンサルテーション事業との整理が必要」「広域的支援人材のフォローアップをどうするか検討段階である」などが挙げられた。

4) 集中的支援の整備・実施状況

集中的支援の整備・実施状況について「事業所訪問型および居住支援活用型の実施体制を整えられていない」(65.2%)が最も多かった(表2)。自治体区別ごとの整備・実施状況は表2のとおりであった。

広域的支援人材への報酬の支払いについては、国の事務連絡において“加算を踏まえた適切な額を事業所等が支払うこと”とされていることから、「報酬は民間同士に任せている」と回答した自治体が 10 自治体、「自治体として報酬の金額の目安を定めている」と回答した自治体は 3 自治体であった。その 3 自治体の 1 回あたりの報酬の目安は「10,000 円～14,999 円程度」が 2 自治体、「15,000 円～24,999 円程度」が 1 自治体であった。その他「集中的支援加算の 1 万円に上乗せする自治体独自の補助(3万円)を設けた」という回答もあった。

5) 広域的支援人材の活動状況と課題

広域的支援人材の名簿登録があると回答した 22 自治体のうち、広域的支援人材が集中的支援以外に自治体事業等への関与があると回答したのは、16 自治体であった。関与内容(複数回答)は、「強度行動障害支援者養成研修の講師、企画運営」の 10 自治体が最も多く、次いで「自治体事業(コンサルテーション派遣等)への関与」8 自治体、「自治体独自の強度行動障害に関する研修(フォローアップ研修等)の講師、企画運営」7 自治体、「自治体の協議会等への関与」5 自治体であった。

広域的支援人材の活動に関して自治体担当者が感じている課題としては、「業務負担が大きい」(20.4%)が最も多く、次いで「広域的支援人材を活用する法人や事業所の理解が乏しい」(18.5%)、「広域的支援人材の数が少ない」「広域的支援人材のマネジメントをすすめる機関・組織がない」「広域的支援人材が集中的支援において実施するアセスメント内容が明確ではない」の 3 つが(11.1%)であった(表3)。その他意見として、「集中的支援の加算額と広域的支援人材の派遣に係る派遣単価との乖離が大きい」「活動できるレベルの広域的支援人材の育成・配置」「広域的支援人材に関する議論ができていない」「自治体の理解が乏しい(需

要数の把握や各自治体の役割など)」等が挙げられた。

D. 考察

本調査結果から、広域的支援人材が登録されている自治体はごく一部にとどまっており、制度化された集中的支援を推進するうえで、担い手となる人材の確保が全国的に十分とは言えない状況が明らかとなった。加えて、登録されている広域的支援人材についても、集中的支援のみならず、所属事業所における通常業務や研修講師、自治体事業への協力など、多岐にわたる役割を担っている実態が示されており、個々の人材や所属先に相当の負担がかかっていることが伺える。これらの結果から、集中的支援を安定的・継続的に展開していくためには、既存人材への依存にとどまらず、新たな広域的支援人材の確保と相互の情報交換が不可欠であると考えられる。

また、集中的支援の実施体制については、事業所訪問型と比べて居住支援活用型の施設指定が進んでおらず、広域的支援人材が選択肢として検討できる手段を制限している状況であると考えられる。

さらに、広域的支援人材の活動に関する課題として、「業務負担の大きさ」や「人材数の不足」、「活用する事業所側の理解不足」が多く挙げられており、広域的支援人材を孤立させないための、バックアップ体制の構築が重要な課題であると考えられる。

以上の調査結果を踏まえると、今後、地域支援体制整備を促進するためには、広域的支援人材の確保に加

え、集中的支援を実施可能とする事業所体制の整備、事業所の環境整備に関する予算等の確保、そして広域的支援人材を有効に活用するための地域ネットワーク整備が求められる。その際、既に取り組みが進んでいる先行自治体の運用方法や工夫、課題への対応状況を整理・共有することは、他地域における体制整備を進めるうえで有用な知見となると考えられる。

E. 結論

本調査により、広域的支援人材の登録状況や集中的支援の実施体制には自治体間で差があり、全国的に整備途中である実態が明らかとなった。広域的支援人材を活用した集中的支援・支援体制整備促進のためには、広域的支援人材の確保、地域支援体制整備の取り組みが進んでいる先進地域の取り組み状況について情報提供や共有が必要である。

【文献】

- 1) 状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施にかかる事務手続等について;
<https://www.mhlw.go.jp/content/001270362.pdf>.

G. 研究発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

表1：自治体区別ごとの登録状況

	回答数	広域名簿登録自治体数	広域名簿登録人数	選定要件(ア)人数	選定要件(イ)人数	選定要件(ウ)人数
都道府県	47	15	75	18	5	54
政令市	17	3	12	4	0	8
中核市	25	4	20	15	0	5
合計	89	22	107	36	5	68

表2:自治体区別ごとの集中的支援の整備・実施状況

回答項目	全体(n=89)		都道府県(n=47)		指定都市(n=17)		中核市(n=25)	
事業所訪問型および居住支援活用型の実施実績がある	3	3.4%	1	2.1%	1	5.9%	1	4.0%
事業所訪問型の実施実績はあるが、居住支援活用型の実施実績はない	6	6.7%	4	8.5%	1	5.9%	1	4.0%
事業所訪問型の実施実績はないが、居住支援活用型の実施実績はある	1	1.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	4.0%
事業所訪問型および居住支援活用型の実施体制は整えているが、実施実績はない	1	1.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	4.0%
事業所訪問型の実施体制は整えているが、居住支援活用型の実施体制(事業所登録)は整えていない	8	9.0%	7	14.9%	1	5.9%	0	0.0%
事業所訪問型の実施体制は整えられていないが、居住支援活用型の実施体制(事業所登録)は整えている	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
事業所訪問型および居住支援活用型の実施体制を整えられていない	58	65.2%	33	70.2%	11	64.7%	14	56.0%
都道府県等と協力して実施するため整備していない	12	13.5%	2	4.3%	3	17.6%	7	28.0%

表3:広域的支援人材の活動に関する課題

回答項目	全体(n=22)	
広域的支援人材の数が少ない	6	11.1%
広域的支援人材の登録者はいるが、実働できる人材がいない	0	0.0%
広域的支援人材が所属する法人や事業所の金銭面の負担が大きい	4	7.4%
広域的支援人材が所属する法人や事業所の業務面の負担が大きい	11	20.4%
広域的支援人材が所属する法人や事業所の理解が得られにくい	2	3.7%
広域的支援人材を活用する法人や事業所の理解が乏しい	10	18.5%
広域的支援人材のマネジメントをする機関・組織がない	6	11.1%
広域的支援人材が集中的支援において実施するアセスメント内容が明確ではない	6	11.1%
その他	9	16.7%
合計	54	100.0%